

## 新型コロナウイルス感染症対策 対応 Q&A

(令和 5 年 6 月 6 日更新版)

Q1 体調不良となり、医療機関を受診し新型コロナウイルス感染症 陽性と診断されました。今後どのようにすればよいですか。どのくらいの期間外出を控えればよいですか。

5 類感染症に変更後は、陽性と判断されても、法律に基づく外出自粛は求められなくなり、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられることになります。

本学でも、外出を控えるか、個人の判断に委ねることを原則としますが、以下を推奨します。

### 外出を控えることを推奨する期間

- 発症後 5 日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を 0 日目 <sup>(※1)</sup> として 5 日間は外出を控える <sup>(※2)</sup>、かつ
- 5 日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して 24 時間程度が経過するまで、外出を控え様子をみる。症状が重い場合は、医師に相談する。

(※1) 無症状の場合は検体採取日を 0 日目とする。

(※2) この期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底する。

### 周りの方への配慮

- 発症日から 10 日間が経過するまでは、感染性を有するウイルスが放出される可能性があることから、不織布マスクの着用、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮する。
- 発症後 10 日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合は、マスクの着用など咳エチケット <sup>(※)</sup> を心がける。

(※) 咳エチケット：他の人に感染させないために、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュペーパー・ハンカチ、袖などを使って、口や鼻をおさえること。

なお、教職員の出勤については、上記の「外出を控えることを推奨する期間」は、出勤を控えることを推奨します。

学生の出席については、学校保健安全法により「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」は出席停止となります。

※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から 5 日を経過するまでを基準とする

- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと
- ・「発症した後 5 日を経過」や「症状が軽快した後 1 日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること

### 【詳細は、下記の文部科学省ホームページをご確認ください。】

- ◎ 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について  
(令和 5 年 4 月 28 日付け文部科学省初等中等教育局長通知)  
URL : [https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt\\_ope01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_ope01-000004520_2.pdf)
- ◎ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について  
URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

Q2 体調不良となり、医療機関を受診せずに自己検査等で陽性となりました。どのようにすればよいですか。

Q1と同じく、陽性となった場合と同様の対応となります。

Q3 体調不良の症状がありますが、登校または出勤してもよいでしょうか。

体調不良であっても外出を控えるか、個人の判断に委ねることを原則としますが、症状がある場合は登校または出勤を控えることを推奨します。体調不良があり、登校または出勤を控えた場合の復帰の目安は、症状が軽快（熱が下がり、痰や喉の痛みなどが軽快）するまでとなります。

参考；新型コロナウイルス感染症対策 体調不良者等対応フロー図（令和5年5月8日版）

Q4 体調不良の症状があり、医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症の検査をして陰性でした。登校または出勤の目安はどのようになりますか。

新型コロナウイルス感染症の検査で陰性の場合でも、症状がある場合は登校または出勤を控えることを推奨します。体調不良による登校または出勤を控えた場合の復帰の目安は、症状が軽快（熱が下がり、痰や喉の痛みなどが軽快）するまでとなります。

参考；新型コロナウイルス感染症対策 体調不良者等対応フロー図（令和5年5月8日版）

Q5 同居家族が新型コロナウイルス感染症 陽性となりました。5月8日以降どのようにすればよいですか。

5類感染症に変更後は、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」と特定されることはなくなり、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛も求められなくなります。

本学においても、同様に構成員が外出を控えるか、個人の判断に委ねることを原則としますが、以下の対応を推奨します。

#### 【家族、同居されている方が陽性となった場合の対応】

- 可能であれば部屋を分け、陽性となった方の世話はできるだけ限られた方で行うなどに注意する。
- その上で、外出する場合は、陽性となった方の発症日を0日として、特に5日間は自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性がありますので、この間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的な感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をお願いします。もし、症状が見られた場合は、陽性となった場合の対応を参考にしてください。

## <参考> 関連リンク

### ■ 本学の対応について

- ◎ 東北大学新型コロナウイルス BCP 対応ガイド (TUBCP)  
URL : <https://www.bureau.tohoku.ac.jp/covid19BCP/index.html>
- ◎ 新型コロナウイルス感染症に関する取扱い (まとめ)  
URL : <https://sites.google.com/tohoku.ac.jp/covid19-work/>

### ■ 宮城県

- ◎ 新型コロナウイルス感染症対策サイト  
URL : <https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>

### ■ 仙台市

- ◎ 新型コロナウイルス感染症関連情報  
URL : <https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/index.html>

### ■ 厚生労働省

- ◎ 新型コロナウイルス感染症について  
URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)